ソフトウェアライセンス提供契約書

１.事業名

２.納入場所　　甲の指定する場所

３.納入期限　　令和４年　月　　日

４.契約金額　　¥円（消費税を含む）

５.契約保証金　免除（西原町契約規則第７条第１項第３号該当）

６.特記事項　　なし

上記について、西原〇〇（以下「甲」という。）と□□　△△（以下「乙」という。）との間に次の条項により契約を締結する。

この契約の成立を証するため本書２通を作成し、双方記名捺印の上、各自１通を保有する。

令和４年　月　　日

甲　西原町字与那城140番地の1

乙　沖縄県〇〇
□□

（総則）
第１条　甲は、別表に定められた「ソフトウェア製品」の使用権（以下、「ライセンス」という。）について、乙より本契約の各条項に定めるところにより提供を受ける。
（ライセンスの納入）
第２条　乙は、ライセンスを納入期限までに甲に納めなければならない。
２　乙は、ライセンスの納入を電子メール・甲のライセンス管理サイトへの登録などにより電子的に行うことができる。
３　ライセンスの納入は必要に応じ、分割して納入することができる。
（検収）
第３条　甲はライセンスの納入を受けた際には、その種類等を速やかに確認し、検査しなければならない。
２　前項の検査にて不合格となった場合、速やかに乙はこれを引き取り、契約に適合するライセンスを甲の定める日までに再度納品しなければならない。
３　検査に合格した場合、甲は乙に検収書、又はそれに代わる書類等を乙に交付しなければならない。ただし、乙が不要とした場合はこの限りではない。
（使用許諾契約）
第４条　ライセンスのについてその使用許諾を与える者（以下、「ライセンサー」という。）が、乙以外の者である場合、ソフトウェア製品の使用に際して甲は、ライセンサーと当該ライセンスに係る使用許諾契約を必要に応じ、適当な方法で締結するものとする。ただし、甲が使用許諾契約の内容を受け入れ難い場合は、この締結を拒むことができる。
２　甲が前項、又は技術的に原因等によりライセンサーとの使用許諾契約を締結できない場合、甲は乙にライセンスを返納することができる。
３　前項の返納が行われた場合、ライセンサーにより定められた使用許諾契約を締結しない場合の取り扱いによるものとし、定めがない場合、乙は甲に当該ライセンスに係る費用を請求できない。
（契約不適合責任）
第５条　納入されたライセンスが、種類、品質又は数量について契約の内容に適合しない場合、乙は無償でこれを修補、代替品又は不足分を甲へ引き渡すことで追完する責任を負うものとする。
２　前項の追完責任は、納入の日から２年の間に限る。ただし、甲が契約に適合しないことを知った日から１年間、乙にその追完を請求しなかった場合は、甲はそれについて請求することができない。
３　前２項にかかわらず使用許諾契約において免責とされている品質等の不適合については使用許諾契約の定めが優先するものとする。
４　ライセンスに使用の期限が定められている場合、請求時にその期限を終了しているものについては原則として不適合責任の対象としない。

（契約の解除）
第６条　甲は、乙が前条の追完請求に応じない場合、その他この契約から生ずる義務を履行しない場合には、契約の一部又は全部を解除、若しくは、乙に代わり乙の負担において追完又はその執行することができる。また、このために乙に損害を生ぜしめることがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。
（契約延長）
第７条　乙は、天災地変その他やむを得ない理由により納入期限までにライセンスを納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。
２　前項の願出は、納入期限までにしなければならない。
３　甲は、第１項の願出が正当と認めたときは、これを承認し、第９条の遅延賠償金を免除することができる。
（支払い）
第８条　ライセンス提供の対価として甲は乙に契約金額を次項以降に定めるところにより支払う。
２契約金額は、検査の完了後、甲は乙の適法な支払請求書を受理した日から３０日以内に支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。
３　第２条第３項の規定により、分割して納入したときは、既納分に対し分割支払することができる。
（遅延賠償金）
第９条　乙は、納入期限までに物品の納入を終了しないときは遅延日数に応じ、契約金額に対し年２．６パーセントの割合の金額を遅延賠償金として甲に納付しなければならない。
（損害負担）
第１０条　この契約の履行について生ずる一切の損害は、乙が負担するものとする
（契約の変更）。
第１１条　甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は納入を中止させることができる。
２　前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、単価により算定し、もし、これを甲において不適当と認めるとき、又は期限を伸縮する必要があるときは、甲の相当と認めるところによるものとする。
（譲渡禁止）
第１２条　乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。
（費用負担）
第１３条　乙は、この契約について契約事項に明示されていない事項で

も、ライセンスの供給上当然必要なものは、甲の指示に従い乙の負担で施行するものとする。

（順守と協議）

第１４条　乙はこの契約条項のほか、西原町契約規則(平成１９年西原町規則第５号)を守るものとし、もし、疑義を生じたときは甲、乙協議するものとする。

（訴訟）

第１５条　この契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

別表　ソフトウェア製品

	ﾒｰｶｰ	品名/型番	数量	備考
		（以下、余白）		